

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
荷主判断基準ワーキンググループ（第2回） 議事要旨

日時：平成30年9月10日（月曜日）15時00分～17時00分

場所：経済産業省本館17階 特別第1会議室

●出席者

・出席委員

矢野座長、内田委員、納富委員、二村委員、山川委員

・オブザーバー

アマゾンジャパン合同会社、一般財団法人省エネルギーセンター、石油化学工業協会、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人日本化学工業協会、一般社団法人日本加工食品卸協会、一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会、一般社団法人日本倉庫協会、日本貨物鉄道株式会社、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本物流団体連合会、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会、公益社団法人日本通信販売協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、ヤフー株式会社、楽天株式会社、株式会社ビックカメラ、株式会社ヨドバシカメラ、国土交通省総合政策局環境政策課、国土交通省総合政策局物流政策課、環境省地球環境局地球温暖化対策課

・事務局

吉田省エネルギー課長、田中省エネルギー課長補佐、吉川省エネルギー課長補佐

●議題

- (1) 荷主判断基準の見直しについて（第1回からの継続事項）
- (2) 準荷主が行うべき省エネ取組のガイドラインについて
- (3) 定期報告書の様式について
- (4) 荷主連携省エネルギー計画について
- (5) 認定管理統括荷主について

●議事概要

【議題（1）荷主判断基準の見直しについて】

事務局より資料に基づき説明。主な意見は以下の通り。

- ・「置き配」という言葉は一般的に普及している言葉なのか。
→一般消費者への普及はともかく、EC事業者等の荷主にとっては一般用語となっている。
荷主判断基準のため荷主側が理解できれば良いと整理している。(事務局)
→「置き配」という言葉の普及に向けて、努力してほしい。
- ・再配達削減は理解するが、一回で受け取ることでポイントを付与することは、配達を選択する顧客と自分で持ち帰る顧客の差別化につながってしまうと感じる。
→各企業に新たな仕組みを創意工夫いただくことを求めるのが趣旨。一回目のポイント付与はあくまで例示であり、こだわっているわけではない。(事務局)
- ・似た記述が出てきている部分や本来一貫して取り組むべき取組が離れた場所に記載されている。同じ施策を再掲という形で、まとめられるものはまとめるべき。帰り荷とは物流事業者側から見た言葉であり、荷主の観点からは納品者の帰り便で納入先からの回収物を回収するよう発注するなどの言葉にした方がよい。
- ・計画的な輸送の記載について、もっと直接的な表現に変えることができないか。翌々日配達等の言葉を加えてほしい。
→基準部分は、基本的には全荷主が遵守れることを記載するという整理であり、あえて抽象的な記載ぶりにしている。(事務局)
- ・いただいたご意見を踏まえて修正し、委員長一任にて省エネ小委員会に上程させていただく。(事務局)

【議題（２）準荷主が行うべき省エネ取組のガイドラインについて】

事務局より資料に基づき説明。主な意見は以下のとおり。

- ・リードタイムの見直しについて、記載をいただきありがたい。本来事業者同士での取決めの部分に国が踏み込んで記載しているのはあまりない。現場の荷主からも省エネ法への期待感が高い。一方でリードタイムの用語説明がガイドラインの内容に即していないのではないか。
→用語説明に記載している内容だと考えているが、わかるような形で修正を行う(事務局)
- ・第１節と第２節の見出しが非常にわかりづらいので、わかりやすいように改変したほうが良い。絵の内容と記載内容がずれていると感じる箇所がある。発注頻度の見直しは積載率の向上に資する取組ではないか。
→わかりやすい用語にできるように検討する。発注頻度の見直しは第１節から第２節へ移動する。(事務局)
- ・準荷主は物流を意識しているところとそうでないところの差が大きい。大事なのは現在、物流に関心のない事業者に読んでもらうこと。国交省のデータと合わせて説得力のある形で、準荷主ガイドラインの総則部分にトラックの積載率がなかなか上がらないことや待機時間が長いことを問題意識として記載してほしい。荷主と準荷主の連携がうまくい

けば、人的な面も合わせてエネルギーの省力化につながる。準荷主のオーダーの出し方によって、輸送が決まることが多いので、輸送の平準化に努めるべきこともガイドラインで示してほしい。

→ご指摘の点については、物流部門と調整し、省エネルギーに資することが分かるような記載ぶりを検討する。(事務局)

- ・ 民同士の連携が荷主判断基準に記載されているので、それに対応させる形で準荷主ガイドラインに記載したほうが良い。実際の事例も盛り込めると良いと思う。また、準荷主ガイドラインは誰にどのような形で見てもらうのか。対象に見てもらえる工夫が必要と感じた。

→事例の記載は検討していく。法律の説明会等で周知徹底していく。(事務局)

- ・ BtoC 業界では最終的な顧客は消費者であり、多頻度・小ロットを注文するというビジネスモデルである。BtoC 事業者の倉庫に商品を納入する場合も小ロットから始まるのが一般的である。中小企業等が大きな初期投資なしに、最初は販売商品数が少なくても電子商取引に参入できることが日本の経済成長の一つの要因となっている。そういった BtoB 取引との根本的な違いがあるので、ガイドラインとはいえ、荷主判断基準と同様に業態に合わせた記載をすべき。

→BtoC に配慮した修正を行う。(事務局)

→あくまで可能な限りが前提にあるが、それぞれの物流業態に考慮した書きぶりを検討する。(矢野座長)

- ・ 第1節、第2節をあえて分けなくても良いのではないかと。全部の要素合わせても6つしかないのでは並べてしまった方がシンプルでわかりやすいのではないかと。

→前提としては法律の条文を参照している。準荷主ガイドラインの事例については今後増やしていくものと考えている。(事務局)

- ・ 運送事業者としては、エコドラ等に取り組んでいるところ。関連省庁と連携してこの準荷主ガイドラインの周知に取り組んでほしい。

- ・ 誰に周知するのが重要であると思う。法律と対応していることは理解しているが、まずは自分の物流システムを把握することがまず必要である。何と比較して多いのか少ないのかを自分の業態と照らし合わせて判断を行うことが一番初めにあったほうがわかりやすいのではないかと。そのあと、どのような取組ができるのかを考えさせる方が事業者としてもやりやすいのではないかと。

→全体論のところを追記する方向で対応を検討する。(事務局)

- ・ 社内での連携に利用できると考えている。準荷主だけに読んでもらうのではなくサプライチェーン全体や社内全体で読んでもらうものとしてほしい。

【議題（3）定期報告書の様式について】

事務局より資料に基づき説明。主な意見は以下のとおり。

- ・パーセントで聞いているが、どのような考えで回答すればよいのか。何を 100% と考えるのか。やっているか・やっていないかでは回答はしやすいが、パーセントでの回答はかなり難しいのではないか。
→基本的には取り組みが可能なものをすべて 100% として考えてほしい。取組が適さないものについては除外して構わない。チェックボックスによって法執行を行っているので、取組をしっかりと把握して報告してほしい。実施中という回答の中でも回答を細分化したいという思いで現行案を示している。(事務局)
- ・報告をどのように集計するのか。何に使うのか。パーセントといっても様々な分子分母が考えられるので、それを聞いて分析しても意味がないのではないか。パーセントであればまだ実数の方が良い。なお、かつて当会が作成した「グリーンロジスティクスチェックリスト」では、4 段階の自己評価+「(当該施策は自社に) 該当しない」という構成であった。このチェックリストを使った集計結果もあるので参考にして戴きたい。
- ・数字の取り方が非常に難しい。何をもって 100% とするのか。数字で出したいというのは理解できるが、100% やっていると切り切るのはほぼ不可能。
- ・適切な分析を行うためには、回答する荷主が同じ認識を持たなくてはならない。ぶれないような選択肢にすべき。選択肢の項目も何を対象にしているのかを示した方が良い。回答の選択肢に迷いそうなものが多く見える。欄外の注意書きで補足説明をしてもよい。
- ・荷主判断基準の中に計画の策定という項目があるが、その計画に対する達成度としてはどうか。計画の策定を特だして、そのあとの質問については事業者に合わせて回答できると良い。判断基準と定期報告書の文言を合わせたほうが分かりやすい。
- ・パーセントにするのであれば、責任者の設置と報告と指示の項目についてもパーセントで回答可能ではないか。

【(4) 荷主連携省エネルギー計画について】

事務局より資料に基づき説明。特段意見なし。

【(5) 認定管理統括荷主について】

事務局より資料に基づき説明。特段意見なし。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

Tel 03-3501-9726 Fax 03-3501-8396